平成２５年（フ）第４４８号
熊本県上天草市大矢野町登立12597番地16
債務者　毛利　　武
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８１号
山梨県南巨摩郡身延町三澤2713番地１　柿島団地102号
債務者　小松　春二
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９３号
山梨県甲州市塩山上塩後784番地
債務者　武井明日香
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０３号
山梨県中巨摩郡昭和町押越2207番地　畑野ハイツＢ棟203号
債務者　皆川　　洋
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０７号
山梨県甲府市小松町576番地６　鴻臚館303
債務者　古屋　　武
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０８号
山梨県甲府市大里町4137番地３―73号
債務者　小林　秀樹
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０９号
山梨県甲斐市島上条480番地４　フォレストA102
債務者　中澤　俊夫
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１０号
山梨県甲府市幸町16番24号　メイリリー幸町212号
債務者　日向　美紀
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６号
滋賀県長浜市湖北町山脇335番地
債務者　脇坂　耕平
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
群馬県桐生市広沢町４丁目2094番地の５
債務者　松本　好生
1　決定年月日時　平成25年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第５３号
群馬県桐生市堤町１丁目13番12号
債務者　関　　武
1　決定年月日時　平成25年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第２９号
愛媛県今治市高橋甲756番地１、前住所愛媛県今治市泉川町２丁目２番43号、前々住所愛媛県今治市鯉池町２丁目１番36号
債務者　越智　久博
1　決定年月日時　平成25年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第３５号
愛媛県今治市宅間甲1058番地１
債務者　小野　広和
1　決定年月日時　平成25年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第５６号
宮崎県都城市高木町4555番地２
債務者　黒原佳寿子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第６９号
山口県下関市川中本町１丁目22番９―102号コーポＦＣ
債務者　熊谷　大輔（旧姓藤野）
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
山口県下関市彦島角倉町３丁目１番５―406号　県営住宅
債務者　大江　修二
1　決定年月日時　平成25年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２４２号
徳島市北佐古二番町２番17号
債務者　鳥生　真澄
1　決定年月日時　平成25年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
徳島地方裁判所民事部